

## トピック

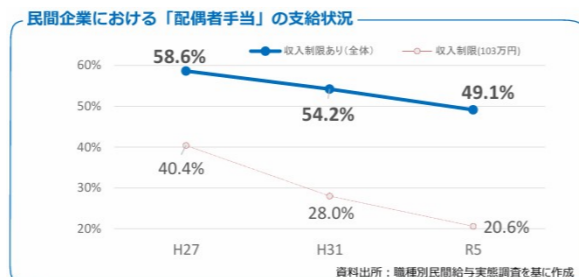
### 「配偶者手当」の在り方について～企業の配偶者手当の在り方の検討～



厚生労働省において配偶者手当の在り方の検討についての改訂資料が公表されました。

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されていることから、働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

配偶者の収入による制限を設けて配偶者手当を支給する事業所は、減少傾向にあり、令和5年度の調査では、半以下の49.1%となっています。また、例えば「103万円」の収入制限を設定している事業所は、平成27年度調査の40.4%から令和5年度調査では20.6%とおおよそ半減しています。



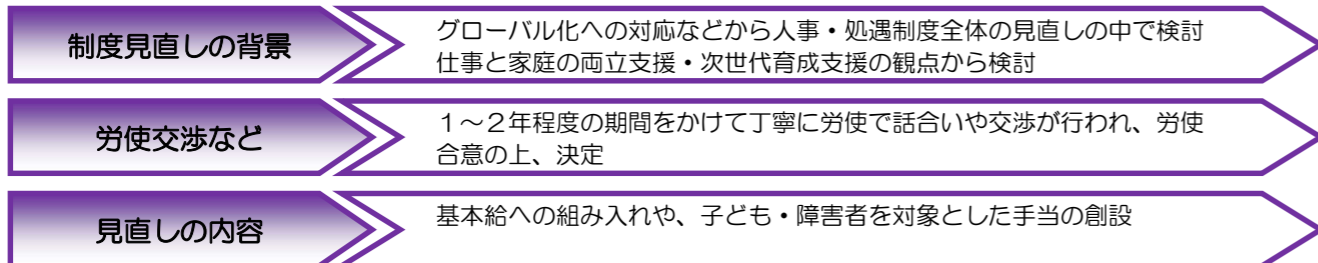
※男女同一賃金を定める労働基準法第4条に基づいて、「家族手当」についても、支給に当たって男女で異なる取扱いをしてはならないとされています。

今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要

労使による個々の企業の実情を踏まえた検討

企業を取り巻く環境の変化 ⇒ 女性の就業率の上昇、グローバル経済の進展、国内外における企業間競争の激化、少子高齢化の進行、雇用・就労形態の多様化など  
不足する労働力の確保や労働力人口の減少

### 配偶者手当の見直しを実施・検討した事例



### 配偶者手当の円滑な見直しに向けた留意

配偶者手当を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、**労働契約法や判例などに加え**、企業事例などを踏まえ、以下に留意する。

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組 | ④ 必要な経過措置           |
| ② 労使の丁寧な話し合い・合意         | ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明 |
| ③ 賃金原資総額の維持             |                     |



## 「第64回福利厚生費調査結果について」

第64回の福利厚生費調査結果報告から、福利厚生の最新動向を見てみましょう。近年、人材不足が深刻化する中、福利厚生が注目されています。時代に即した福利厚生制度を構築するため、2002年以降の法定外福利費の推移を整理した表をご参考に添付いたします。法定外福利費の内訳は、「住宅関連」、「医療・健康」、「ライフサポート」、「慶弔関係」、「文化・体育・レク」、「共済会」、「福利厚生代行」、「その他」となっています。

これまでは、慶弔関係が福利厚生の代表的な要素と見なされてきましたが、最新の調査結果によると、特に医療・健康に関する支出（例：医療・保健衛生施設の運営、ヘルスケアサポート）が増加しています。健康への投資に注力する企業の姿勢が明らかになっています。

現在、人材不足という課題に直面している中、自社の福利厚生制度を見直すことは重要です。ぜひこの機会に検討してみたいかがでしょうか。

第3表 法定外福利費の推移

項目 回、年度	合計 (円)	法定外福利費内訳									
		住宅関連 (円) (%)	医療・健康 (円) (%)	ライフサポート (円) (%)	慶弔関係 (円) (%)	文化・体育・レク (円) (%)	共済会 (円) (%)	福利厚生代行 (円) (%)	その他 (円) (%)		
47回 02	28,203	14,456 52.8	2,700 9.9	5,932 21.6	1,034 3.8	2,337 8.5	312 1.1	242 0.9	1,190 4.3		
48回 03	27,958	14,241 50.5	3,004 10.7	5,781 20.5	1,007 3.6	2,236 7.9	330 1.2	341 1.2	1,018 3.6		
49回 04	28,266	14,249 51.0	2,905 10.4	6,141 22.0	948 3.4	2,263 8.1	278 1.0	369 1.3	1,113 4.0		
50回 05	28,286	13,962 49.4	3,127 11.1	6,088 21.5	891 3.1	2,224 7.9	308 1.1	346 1.2	1,337 4.7		
51回 06	28,350	13,496 47.6	3,296 11.6	6,301 22.2	924 3.3	2,240 7.9	293 1.0	378 1.3	1,427 5.0		
52回 07	27,998	13,473 48.1	2,942 10.5	6,294 22.5	809 2.9	2,223 7.9	287 1.0	355 1.3	1,616 5.8		
53回 08	27,690	13,211 47.7	3,098 11.2	6,504 23.5	790 2.9	2,208 8.0	287 1.0	342 1.2	1,249 4.5		
54回 09	25,960	12,654 48.7	2,989 11.5	5,939 22.9	713 2.7	2,021 7.8	245 0.9	298 1.1	1,100 4.2		
55回 10	25,583	12,443 48.6	2,882 11.3	5,847 22.9	748 2.9	2,103 8.2	245 1.0	294 1.1	1,021 4.0		
56回 11	25,554	12,567 49.2	3,015 11.8	5,897 23.1	811 3.2	2,060 8.1	227 0.9	293 1.1	685 2.7		
57回 12	25,296	12,272 48.5	3,060 12.1	5,893 23.3	723 2.9	2,091 8.3	230 0.9	303 1.2	724 2.9		
58回 13	25,007	12,225 48.9	2,962 11.8	5,799 23.2	704 2.8	2,002 8.0	270 1.1	273 1.1	771 3.1		
59回 14	24,889	12,278 49.3	2,891 11.6	5,860 23.5	611 2.5	1,942 7.8	279 1.1	312 1.3	715 2.9		
60回 15	25,462	12,509 49.1	2,922 11.5	6,139 24.1	632 2.5	1,941 7.6	272 1.1	300 1.2	747 2.9		
61回 16	25,222	12,351 49.0	3,141 12.5	5,964 23.6	616 2.4	1,989 7.9	247 1.0	318 1.3	594 2.4		
62回 17	23,452	11,436 48.8	2,802 11.9	5,606 23.9	595 2.5	1,774 7.6	264 1.1	316 1.3	659 2.8		
63回 18	25,369	12,133 47.8	3,161 12.5	6,103 24.1	585 2.3	2,124 8.4	265 1.0	305 1.2	692 2.7		
64回 19	24,125	11,639 48.3	3,187 13.2	5,505 22.8	514 2.1	2,069 8.6	272 1.1	309 1.3	629 2.6		

(注) 1. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。  
2. 2019年度から調査対象従業員数を常用従業員数に変更。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

